



京都祇園社古文書 全

リ 5
2447



阿部 2447 卷

二帝宸筆印懷紙 字二幅
京都祇園社古文書 字五卷

[Faint vertical text in columns, likely bleed-through from the reverse side]



懐古英 天子宸筆 二幅字
京都祇園感神院傳及古文書五卷字



後鳥羽天皇宸筆 一首三行 懐紙

蘇技流曉月和歌

こゝろやあはれをこゝろよのつらさを
わびくる月乃つらさをわびこゝろよ

後醍醐天皇宸筆 一首三行 三

詠志二首和歌

ほくくいはるのねのまゝあのをとけ
のまゝいささくまゝくもくひし(ま)
ありあられのあひのまゝまゝなり
いさなぬせのいさなまゝなり

一志九月廿五日
書文書五卷內 南朝

延慶
日野大納資明卿 國司資明卿目代齊藤宮內左門入道止正見 丹波國 三條

当社領丹波國波伯部保内教在田樹町大嘗会行事依之本保地職不社事

長日神供料^{之上}以上何久壽 宣旨所被發降也^之存知給^之

後心多入^之也^之也^之

十月十日

右年記

祇園別當信印

大塔宮護良親王 裏札後醍醐天皇壬子天台 座大塔宮武建二

當社領近江國成安保為 勅施入神領之上表為社務當領の不可不也

之不可不也

巾箱也執進此件

後醍醐天皇元應三年 皇政復古三年前 元亨元年五月十日

大塔宮御表押 蓋

祇園別當信長

萬里下路者后口

祇園社領丹波保内教之上表為社務當領の不可不也

之不可不也

十月十日

右年記

元亨四年三月五日評定條

元亨四年三月五日評定條

一庄縣智越新申後小路高倉屋地土倉小事

付屋地土倉等事正和五年以後度有評定每度被裁許加吉事同為之許

頗非許容之限日向後不及沙汰矣

奈仕寛

章 敦朝臣

章 房朝臣

章 躬朝臣

章 方朝臣

明 清朝臣

章 有朝臣

章 緒

章 明

章 隆

後醍醐天皇御
花山院平大納言師賢卿

後醍醐天皇御
御花押

竹衣披衣 後醍醐天皇御
建武ノ二字ノ者字力也

三河國守村新左衛門後右衛門守代も廿年ほど家を治むるに事あり

ノハ家信もふしきりては御供具無怪のありかた

あつちく富屋中へはあはれなりとありきし

日者 四つちく没の中御多しとわらわ

後醍醐天皇即位
二年十一月

元應貳二月

宇相信節 御序

御序

比島中納言顯家卿

御在丹波國波石

右の管者相創月銀被せし後守りて守新有奉給

信成ちけり奉申上

後醍醐天皇即位
三年十一月

元亨三年

顯家

新田左中將義貞

言々の... 入... 系...
 柗... 内... 事...
 之... 地... 柗...
 雄... 状... 市... 務...
 之... 一...
 左中將

橋正成

多門兵衛左馬頭 後醍醐天皇御下三河守
建武三年五月二十五日自裁

喜入春有刺居元可後

... 柗... 急用...
 ... 一... 左...

八尾別當

顯幸 七年九月

祇園... 江... 信... 申...

別當顯幸

別當顯幸

九年九月
 法眼... 入...
延文北朝後醍醐天皇五年 南朝建武三年 九月 十月
 左衛門尉及 中將法眼

左衛門尉及

中將法眼

申入 後得共
乃言... 申入
... 申入
... 申入
... 申入

白名考士郎惟村
新田中村為良
... 新田中村為良
... 新田中村為良

神自筆
... 神自筆
... 神自筆
... 神自筆

自村為

古文書 五卷之内

民部權大輔賴為卿
南無後村天皇皇正二年三月
... 南無後村天皇皇正二年三月

當社要女打繩女中揚屋國金心寺田島事
... 當社要女打繩女中揚屋國金心寺田島事

國經院藏本
... 國經院藏本

洞院實遠 口印

前江古 貞常 應安比

右河國字利新在洞院墨代
... 右河國字利新在洞院墨代

事毎毎日百五に専ら... 日経... 正和二年二月七日

後醍醐天皇御

日経... 後醍醐天皇御

衣... 後醍醐天皇御

押板... 衣... 後醍醐天皇御

衣

坊門清忠

後醍醐天皇御

坊門清忠... 後醍醐天皇御

日経

大町... 後醍醐天皇御

地方

地方... 後醍醐天皇御

文安... 後醍醐天皇御

日経... 後醍醐天皇御

あり代後州と 康治二年十二月二日 白下 正 下 今 康 治 二年 十二月六日

己巳十通片

領家方

康宣 康久二年 九月十九日 同 康治元年 十月 康宣 康治二年 五月七日 康治二年 六月一日

康宣 康久二年 十二月二日 同 康治元年 五月十八日 康宣 康治二年 五月十八日

こゝ十通のりり 徳持の入 官制中

官制中 康治二年 九月二日 同 康治元年 九月二日 官制中 康治二年 九月二日

用東のりり 康治二年 九月二日 同 康治元年 九月二日 用東のりり 康治二年 九月二日

白下 康治元年 九月二日 同 康治元年 九月二日 白下 康治元年 九月二日

こゝ十通

卯左十九通のりり 康治元年 九月二日 同 康治元年 九月二日

のりり 康治元年 九月二日 同 康治元年 九月二日

康宣のりり 康治元年 九月二日 同 康治元年 九月二日 康宣のりり 康治元年 九月二日

康宣のりり 康治元年 九月二日 同 康治元年 九月二日 康宣のりり 康治元年 九月二日

康宣のりり 康治元年 九月二日 同 康治元年 九月二日 康宣のりり 康治元年 九月二日

丹波國 康宣 康治元年 九月二日 同 康治元年 九月二日

康宣のりり 康治元年 九月二日 同 康治元年 九月二日

康宣のりり 康治元年 九月二日 同 康治元年 九月二日 康宣のりり 康治元年 九月二日

康宣のりり 康治元年 九月二日 同 康治元年 九月二日 康宣のりり 康治元年 九月二日

康宣のりり 康治元年 九月二日 同 康治元年 九月二日 康宣のりり 康治元年 九月二日

康宣のりり 康治元年 九月二日 同 康治元年 九月二日 康宣のりり 康治元年 九月二日

康宣のりり 康治元年 九月二日 同 康治元年 九月二日 康宣のりり 康治元年 九月二日

康宣のりり 康治元年 九月二日 同 康治元年 九月二日 康宣のりり 康治元年 九月二日

右裏

表ノ文 寶元四年ヨリ 九十六年ヲ經
日記ニ倣リ用ヒナリ

別高吉書日記

信服院僧都御所
於元平二年 十月 朝後光嚴帝

南朝後村天皇御即位ノ証

八月吉云三過并ノ任名事也

別高吉書日記 下ノ文 七通 向高吉書日記

向高吉書日記 又高月公儀 支有信印

高月公儀 支有信印

高月公儀 支有信印

高月公儀 支有信印

九月於高吉書日記

高月公儀 支有信印

高月公儀 支有信印

高月公儀 支有信印

高月公儀 支有信印

高月公儀 支有信印

源三位賴政年

高月公儀 支有信印

高月公儀 支有信印

高月公儀 支有信印

高月公儀 支有信印

高月公儀 支有信印

高月公儀 支有信印

謙進

故存賢阿國梨所房即遺跡事

今所坊之字并敷地 五音山谷

右伴所坊者故阿國梨所房即遺跡事
奉之大所坊者故阿國梨所房即遺跡事
義經所坊者故阿國梨所房即遺跡事
身所坊者故阿國梨所房即遺跡事
自故坊者故阿國梨所房即遺跡事
實仙所坊者故阿國梨所房即遺跡事
文所坊者故阿國梨所房即遺跡事

後醍醐天皇二十一年
鎌倉將軍賴朝
此所坊者故阿國梨所房即遺跡事

皇所者故

前大僧正 天竺正明寺

我國社所師法印權左僧都顯深申

當所者法印權左僧都顯深申
顯深可令同業相傳之由深信所知并所教也且一因所遺
行也 顯深可令同業相傳之由深信所知并所教也且一因所遺
之於所社所師法印權左僧都顯深申
今所坊者故阿國梨所房即遺跡事
於所坊者故阿國梨所房即遺跡事
於所坊者故阿國梨所房即遺跡事
於所坊者故阿國梨所房即遺跡事

元應三年二月八日 天竺正明寺前大僧正 顯深

河門高舟四 四音

河門高舟四 四音

永和二年七月十日...
右ノ表...
沙門高弁

右ノ表...
三和校正

古文書五卷之丙

此卷三代奉侍云

右ノ表...
後何何...
右ノ表...

一

春時

運判義滿之月六日

平野備後律師使祐申平野北條内田地者後日御間座敷階取
載後代事但去之書法書也為存彼而也中書法也仍法水舞

乙卯歲年七月十八

日

別由法中推大信治名

日御左衛門尉平政保朝

宣元

宣元

宣元

私領地言書處事

在祇園南大向東河部院院法承角

今宣元王餘轉授人載名法守邊分

唐宣元五人
南以例大信大例寸

四重 限東大道

限西中恒
限南那之中恒

右得地者都維那明退其大相傳之新領地而去承元元年五月

此彼領主信有直要用限東法去法直實文相具存卷于後示計之

今法却親父也後前日感經軍于波若河因茲領事全坊之同政經

福如之遠也才得年又以今遠之礼而去九月五日持明院也過燒告

付許券文之下今事得或去之燒告早然向中給官守別由之下

幸信印者別由備後代之龜鏡者也證後燒告領知之訪誰人

可有證信平仍主份去之我女中

宣元二年上日

左衛門尉平政經

但中法之社加考列也

少別當法師

少別當法師

推大別當大法所

別當春拾伍人月代

推大別當名目所由

力勉利義経云大平記

三下轉之り可守守之り為好之被被之成也件

康永元年三月廿九日



我國惣領相傳守

山保相傳守自其時

日 陸奥守業時

感神院所司守守中當社領法却地事一度之守
別解年事者之不相得買得守之被守之成也仰被也
少守

治永九年六月十一日

相傳守由

陸奥守由

十月三日

長時村

武藏守由
相傳守由

山保相傳守自其時

注進故領家法相傳守時究給田畠幸

合

田三及廿五代内

一及 吉倉

福所守田一及十五代

延慶二年己酉三月十一日

一丁六女軍代内

田九女軍代

島七女軍代

一及 守生因信生及法 二及 之福守由

一及 卅代 之福守由 一及 烟井

廿五代 上福東田 廿五代 大歳出村不区重

已上二十六代 廿五代 寺下

一及十五代 小池 一及十五代 芥田

已上 二及十五代 在左之南

一及十四 田十五代 富三十五代 在左之南 中多高入上之敷田

一及一及 与向 高生治 廿五代 大歳出村 二及十五代

已上 一及十五代 在地子

富五及村 井上之敷 行方治

已上 田富一丁一及 一及 延慶二年 三月九日

傳書 伊勢坊 时被下 院之

富一及 大歳出村 延慶二年 十月日

田三及 高西之田 延慶元年 二月日

一及十五代 田廿代 富一及 二丁一

田一及 少杉畑 家以名用 元祐母治田 正和二年

富一及 高島 富田廿代 上福東田

已上 二及十五代 元河三郎 下 正和二年 秋

田一及 大歳出村 元河河法眼 正和二年 秋

富一及十五代 高生治 正和二年 九月

田一及 田 西大各 中海治 正和二年 七月日

田一及 市門之田 西和子 正和二年 九月日

已上 三丁二及十五代

右 河内守 相持守

高時 文保元年 丁巳 八月

生河内守 義治

茅 煇 治 一 好 治 之 行

チー...

...

...

...

...

二月...

...

...

...

合

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

七月...

...

序 大蔵部所為

是日ハ早朝有テ磨滅危キ

永正二年十月ノ下

二二二年七月ヨリ

高光

我國江原増入ノ事

今更ニ十年 官方得テ也

右細末ノ由ノ件

永正二年三月

高光

細川清成

今更ニ十年ノ事ハ其ノ別ニ不致波所行所為也

今更ニ十年ノ事ハ其ノ別ニ不致波所行所為也

今更ニ十年ノ事ハ其ノ別ニ不致波所行所為也

三月十日

法有

我國江原増入ノ事

細川清成

今更ニ十年ノ事ハ其ノ別ニ不致波所行所為也

今更ニ十年ノ事ハ其ノ別ニ不致波所行所為也

今更ニ十年ノ事ハ其ノ別ニ不致波所行所為也

今更ニ十年ノ事ハ其ノ別ニ不致波所行所為也

三月十日

法有

我國江原増入ノ事

東飯原高子清能能く有り

清神樂存りりあき波申く越心及民部入公并及三郎多居所及
福徳し上馬市と云く程程清三信即羅中用清高氣と申一
終之注此社務能所成行有、申出さるりしよ云く首所子
幼中少少口や云く海

二月下

清氣

減用前所行申出旅の所

威神院世抄

威神院政所近抄

檢納 仔与國御對未奉

合

官末備貳拾解

右當年所當調成女上而檢納如件

應永廿一年九月廿日

廿別當阿國梨快増

別當權大僧都

社務執行權律師

權上座法眼智度

權上座法橋智度

都維那大法師



大問書表名 古文書五卷之内

又このつひひひいそ一とくくはるり

うへとそ又またたか入らう

かこり心まそいけり人の内よいそいそあましくかすまこか
たくや入心

一内取入の事よりうけぬ所たに二に於て行はかり戸入
一をむたむのつかいのはいふ事か廿四日につけて廿五日にせよまた
いたはれし一をまたたつがひ入てせぬ事より戸入事より
万一一人の存にとりあまきとてけき事入たにわいふ事入る
一やう一人よりあはれておくとにわたるぬもか又たんせん三人に
三百のつこやしたこのふんは久そむくは中よりあり

あて
あ

今川仲秋

又け月忠成及古澤方(坊務)に三井の西に仁長(後光院)
そとまに中画のわりの事

此の形に玉の物事者へ改定ありんぬ。又忠成(後光院)令らるる
月取をよむは後方よりそとまに中画のわりの事。又上るるの事

口よりそこの事。忠成(後光院)令らるる。又上るるの事。又上るるの事。
何れも月には少くも三つあり他は年よりそとまに中画のわりの事

仲秋
あ

坊務中

蒲生氏郷 大段

南を北に折申す事。又そこの事。又そこの事。又そこの事。又そこの事。
き、神の宮に成りて神の宮に成りて神の宮に成りて神の宮に成りて神の宮に成りて
事。又そこの事。又そこの事。又そこの事。又そこの事。又そこの事。又そこの事。
口よりそこの事。又そこの事。又そこの事。又そこの事。又そこの事。又そこの事。
あ

羽生
あ

中井直之助

前田徳善院云々 大段の事

昔の事お山の舞 中承集抄の中は後村公の所記に記載あり
このころは長入の世に村田の事、そのころは、
何れか、この世に記載あり、又の種、おのれ、
して、記載あり、
し、
し、

三葉

紫田勝家

このころは、
は、

し、
し、

このころは、
し、
し、
し、

三葉

九ノ月

三ノ月 三ノ川 傳景

このころは、
し、
し、
し、

三葉

三ノ月 三ノ川 傳景

三ノ月

三ノ川

大福を又なるか... 高は... 中... 方... 事... 一... 一... 一... 一... 一...
中... 方... 事... 一... 一... 一... 一... 一...
事... 一... 一... 一... 一... 一...
方... 事... 一... 一... 一... 一... 一...
事... 一... 一... 一... 一... 一...

九一りり

世... 福

七... 武

武田晴信 信元 信重 信俊 信直

先... 武田晴信... 武田晴信... 武田晴信... 武田晴信... 武田晴信... 武田晴信... 武田晴信... 武田晴信... 武田晴信...

らりりり

武田晴信

晴信 福

佐未左京方丈義賢

就中... 武田晴信

- 一... 武田晴信
- 一... 武田晴信
- 一... 武田晴信
- 一... 武田晴信

右軍に中軍救ふを打取以る程今年に京師の事有る法候人
之類如る事の中候に只中へ向取以候事御新軍に
之下も早しとの事祈禱

慶長二年九月

義賢 為

由新神主候に役事、社務に任ずるに候事先づ之を
地味に之を御祈り申取候事也之候事也

上ノ御事

昌幸 為

鴨居屋三信 為

長曾我部素元親 又及我出

此の節に候に御事、事の如く申取候事、先づ之を御祈り申取候事也

此の節に候に御事、事の如く申取候事、先づ之を御祈り申取候事也
此の節に候に御事、事の如く申取候事、先づ之を御祈り申取候事也
此の節に候に御事、事の如く申取候事、先づ之を御祈り申取候事也

六月廿二日

元親 為

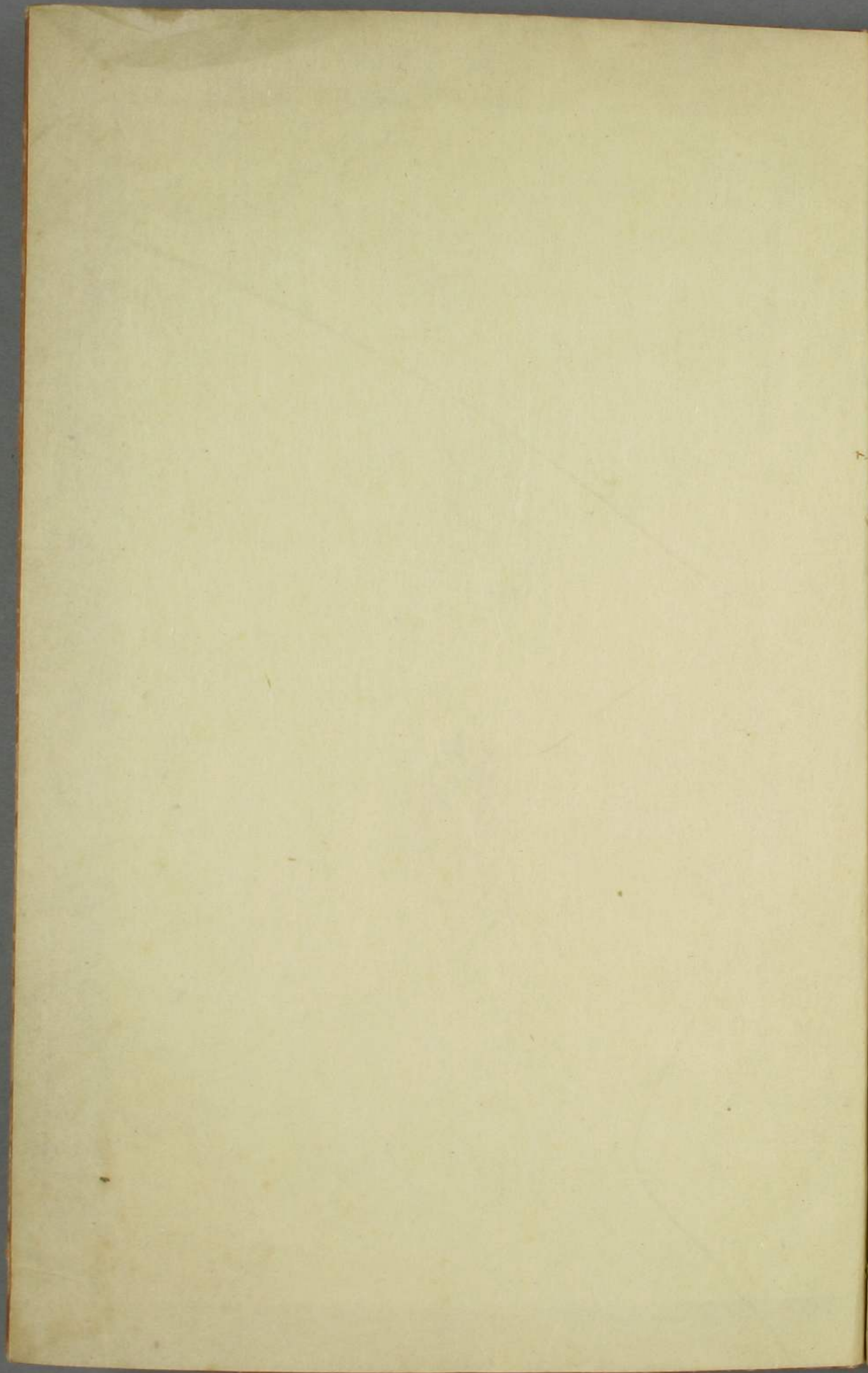
上杉輝虎 豊后 謙信

此の節に候に御事、事の如く申取候事、先づ之を御祈り申取候事也
此の節に候に御事、事の如く申取候事、先づ之を御祈り申取候事也
此の節に候に御事、事の如く申取候事、先づ之を御祈り申取候事也

此書者 珠州 射和 仁人
 竹川 竹齋翁 著 芳和 抄
 相傳 本

竹川 竹齋翁

相傳 本



Handwritten text in a cursive script, likely Chinese, on a lined page. The text is written in dark ink and is mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side. The page is framed by a double-line border. There are some faint markings and a small red stamp or mark near the bottom right corner.

